

河津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 7,800	千円 3,666,320	千円 256,342	千円 618,213	% 16.9%	% 19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

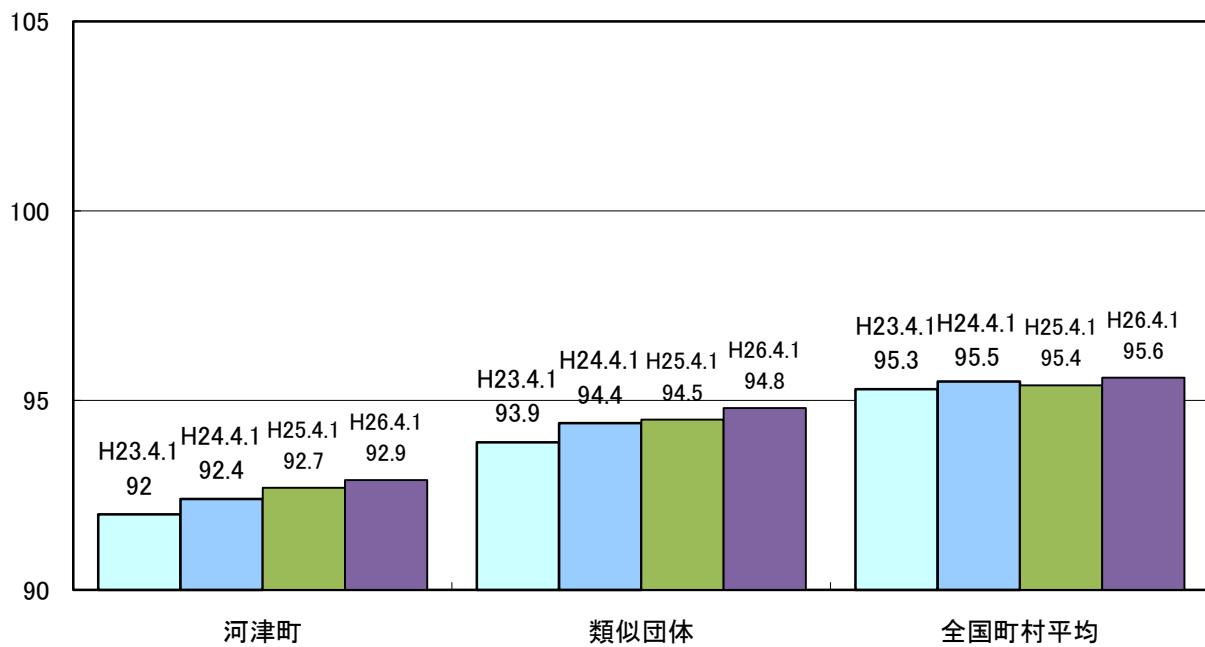
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 79	千円 276,705	千円 34,730	千円 99,279	千円 410,714	千円 5,199	千円 5,413

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

②3年連続で上昇している理由と改善の見込み

経験年数別階層の移動により給与水準が上がったため

経験年数別階層の分布によって変動があるため、改善の予定なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ①給料表の見直し
[実施 **未実施**]
未実施の理由
ラスパイレス指数が低水準なため
- ②地域手当の見直し
当町は地域手当の支給をしていない
- ③その他の見直し内容
特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
河津町	40.3 歳	291,200 円	318,400 円	297,500 円
静岡県	42.6 歳	340,000 円	437,502 円	374,184 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
河津町	52.3 歳	250,567 円	259,767 円
うち用務員	歳	円	円
うち調理員	歳	円	円
うち業務員	歳	円	円
静岡県	53.4 歳	335,900 円	382,301 円
国	50.1 歳	287,992 円	- 円
類似団体	49.7 歳	271,921 円	294,995 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、毎年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	河津町	静岡県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	180,158 円
	高校卒	144,500 円	145,598 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	142,978 円
	中学卒	125,400 円	130,181 円
教育職	大学卒	172,200 円	201,217 円
	高校卒	144,500 円	156,077 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	240,600円	275,300円	305,900円
	高校卒	212,700円	246,700円	281,000円
技能労務職	高校卒	-円	-円	-円
	中学卒	-円	232,200円	-円
教育職	大学卒	-円	-円	-円
	高校卒	-円	-円	-円

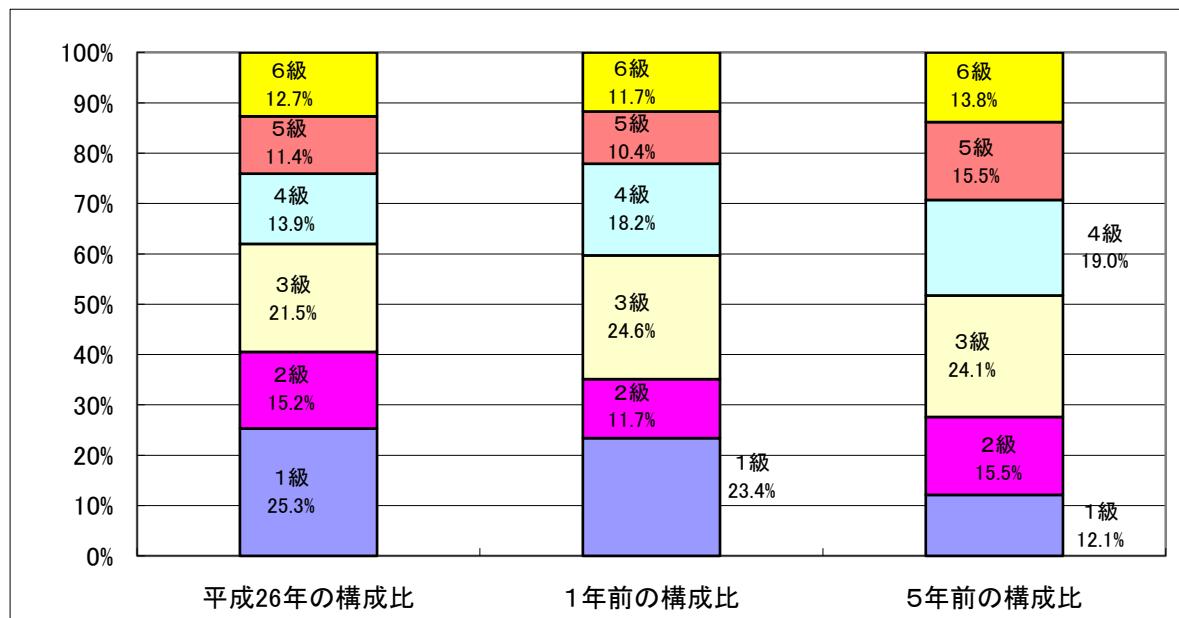
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補、技師補、助教諭、主事、技師、保健師、教諭又はこれに相当する職務	人 20	% 25.3
2級	主事、技師、教諭、保健師又はこれに相当する職務	人 12	% 15.2
3級	主任主事、主任技師、主任教諭、主任保健師又はこれに相当する職務	人 17	% 21.5
4級	係長、係長教諭、主査、主査保健師、主査教諭又はこれに相当する職務	人 11	% 13.9
5級	主幹、園長、教頭又はこれに相当する職務	人 9	% 11.4
6級	課長、会計管理者、事務局長、参事、室長、防災監、園長又はこれに相当する職務	人 10	% 12.7

(注) 1 河津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在は勤務成績の評定はしていない。よって昇給への反映はしていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

河津町	静岡県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,237 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,519 千円	-
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 () 月分 () 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 20~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

現在は勤務成績の評定はしていないが、28年4月の人事評価の実施に向けて現在検討中である。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

河津町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定期 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定期 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) (退職時特別昇給 無)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円 21,420 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	13 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	4,300 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	1.1 %		
手当の種類(手当数)	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税事務に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	1. 税務事務に従事する職員が町税の徵収に従事したとき 2. 町税に関する滞納処分及び犯罪事件の取締に従事した場合で特に身体に危害を受ける恐れのあるとき	1. 日額300円 4時間以内150円 2. 日額300円

保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	1.伝染病防疫作業手当 2.野犬捕獲作業手当	1. 日額 1,000円 2. 日額 1,000円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人の処理作業の従事したとき	日額 1,000円
水道温泉事業手当	右の業務に従事した職員	水道及び温泉工事に従事した場合	1. 日額300円 4時間以内150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	9,959 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	127 千円
支給実績(24年度決算)	10,699 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	120 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外の扶養家族 6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 ・満16歳に達する年度の一から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円	同		8,988 千円	21,400 円
住居手当	・借家・借間 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000超 (家賃額-23,000円×1/2 (16,000円を超えるときは 16,000円)+11,000円	同		3,132 千円	26,100 円
通勤手当	・交通機関等利用者 運賃等相当額55,000以下の場合、運賃等相当額 ・自動車等利用者 片道2km～5km未満 4,800円 片道5km～10km未満 5,300円 片道10km以上5,700円 ・原動機付の自動車等の片道の使用距離 2kmを超える部分(1km未満端数切捨て) 1kmにつき 400円 ・自動車 1kmにつき 1,200円	異	自動車等による通勤手当・格距離の仕分区 分・金額等が異なる	5,023 千円	9,100 円
管理職手当	・課長・局長・室長・園長	—	—	3,984 千円	33,200 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料	市区町村長	640,000 (円 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 855,000 円／ 507,500 円
	副 町 長	524,000 (円 円)	680,000 円／ 404,600 円
報 酬	議 長	245,000 (円 円)	408,000 円／ 218,000 円
	副 議 長	187,000 (円 円)	340,000 円／ 174,000 円
	議 員	168,000 (円 円)	320,000 円／ 155,000 円
期末手当	町 長	(25年度支給割合) 3.95 月分		
	副 町 長	3.95 月分		
	議 長	(25年度支給割合) 3.20 月分		
	副 議 長	3.20 月分		
	議 員	3.20 月分		
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×年数×500/100	(1期の手当額) 12,800,000 円	(支給時期) 退職した日から1カ月以内
	副 町 長	給料月額×年数×300/100	6,288,000 円	退職した日から1カ月以内

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行なう前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

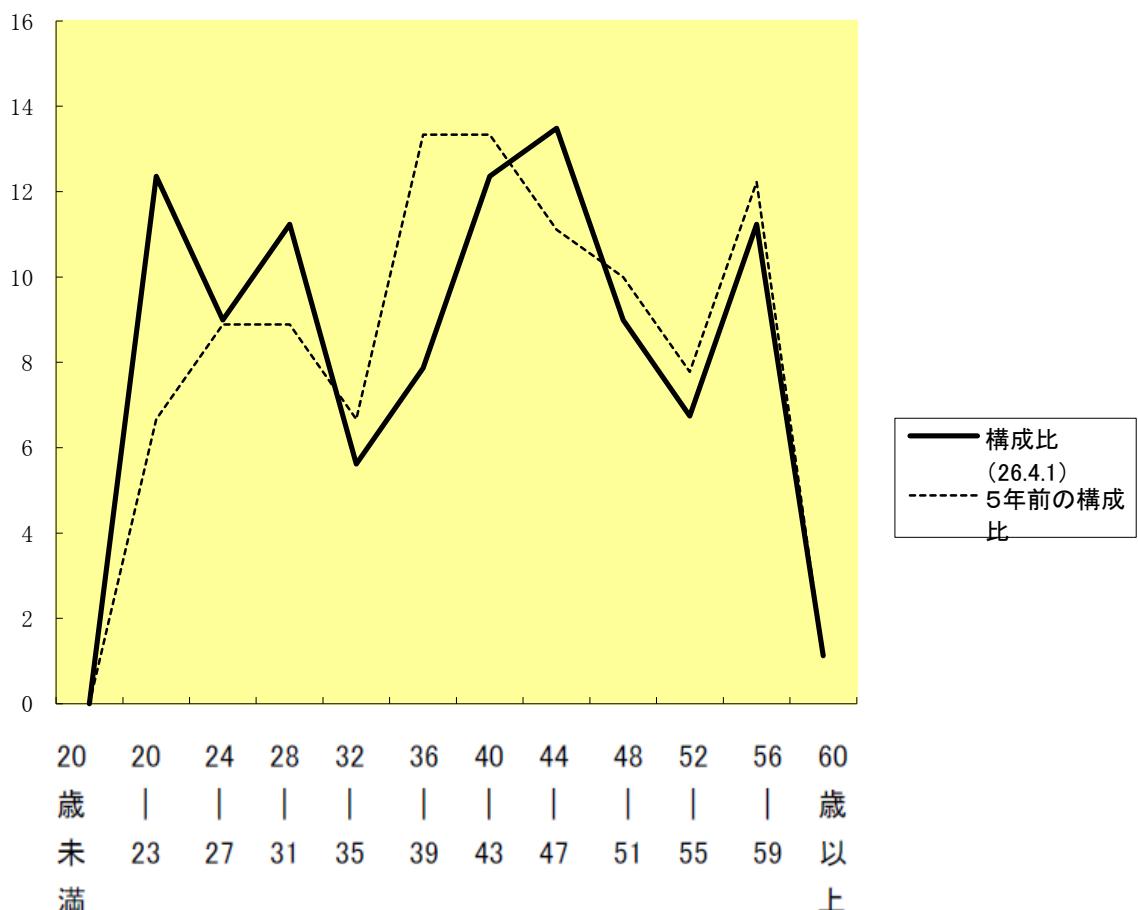
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普会 通計	一般 行政 部 門	議 会	1	1	0
		総 務	23	-1	県との人事交流終了
		税 務	7	0	
		民 生	7	2	県との人事交流終了による補充、勤務条件の改善
		衛 生	6	0	
		農林水産	5	0	
		商 工	4	0	
		土 木	8	0	
	計		61	62	1
	<参考> 人口1万人当たり職員数 79人				
	教育		19	19	0
	消 防				
	小 計		80	81	1
	<参考> 人口1万人当たり職員数 103人				
公 営 企 会 業 計 等 部 門	水 道		6	6	0
	その他の		2	2	0
	小 計		8	8	0
	合 計		88 [132]	89 [132]	1 [0]
<参考> 人口1万人当たり職員数 114人					

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)

- 2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）

(例) %



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	11	8	10	5	7	11	12	8	6	10	1	89

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	62	60	61	62	61	62	0 (0.0 %)
教育	21	19	20	19	19	19	▲ 2 (▲ 9.5 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計計	83	79	81	81	80	81	▲ 2 (▲ 2.4 %)
公営企業等会計計	7	7	8	8	8	8	1 (14.3 %)
総合計	90	86	89	89	88	89	▲ 1 (▲ 1.1 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道温泉事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分 A	総費用 千円 163,523	純損益又は実質収支 千円 11,990	職員給与費 千円 28,789	総費用に占める職員給与費比率 B/A %	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費比率 % 18.2
25年度					

区分 A	職員数 人 6	給 与 費				一人当たり 給与費B/A 千円 3,953
		給 料 千円 16,439	職員手当 千円 1,530	期末・勤勉手当 千円 5,751	計 B 千円 23,720	
25年度						

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均 年 齢	基 本 給	平均月収額
河津町	39.8 歳	279,750 円	395,000 円
静岡県	45.8 歳	394,904 円	615,604 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

河津町	河津町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(25年度) 1,150 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,237 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 () 月分	(25年度支給割合) 勤勉手当 1.35 月分 () 月分
勤勉手当 2.60 月分 () 月分	勤勉手当 1.35 月分 () 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

河津町	河津町(一般行政職)
(支給率) 自己都合 応募認定・定期	(支給率) 自己都合 応募認定・定期
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)
(退職時特別昇給 無)	(退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 一 千円 一 千円	1人当たり平均支給額 一 千円 21,420 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道・温泉事業職員の特殊勤務手当	水道・温泉事業に従事する職員	水道及び温泉工事に従事した場合において、特に身体に危害を受ける恐れのあるとき	日額300円4時間以内150円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	954 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	190 千円
支給実績(24年度決算)	2,879 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	576 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 2人まで(配偶者扶養) 6,000円 1人 (配偶者被扶養)6,500円 1人(配偶者無)11,000円 その他5,000円	同		346 千円	69,200 円
住居手当	・借家・借間 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000超 (家賃額-23,000円×1/2 (16,000円を超えるときは 16,000円)+11,000円 ・自宅(新築又は購入後5 年を経過していない世帯 主) 2,500円	同		0 千円	0 円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 運賃等相当額55,000以下の場合、運賃等相当額 ・自動車等利用者 片道2km～5km未満 4,800円 片道5km～10km未満 5,300円 片道10km以上5,700円 ・原動機付の自動車等の片道の使用距離 2kmを超える部分(1km未満端数切捨て) 1kmにつき 400円 ・自動車 1kmにつき 1,200円 	異	自転車等による通勤手当・格距離の仕分区 分・金額等が異なる	230 千円	46,000 円
管理職手当	・課長・局長・室長	—	—	0 千円	0 円